

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年9月18日
【会社名】	ホソカワミクロン株式会社
【英訳名】	HOSOKAWA MICRON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮田清巳
【本店の所在の場所】	大阪府枚方市招提田近1丁目9番地
【電話番号】	072(855)2225
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 経理本部 本部長 井上鉄也
【最寄りの連絡場所】	大阪府枚方市招提田近1丁目9番地
【電話番号】	072(855)2225
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 経理本部 本部長 井上鉄也
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 307,000,380円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) ホソカワミクロン株式会社東京支店 (千葉県柏市中十余二407番2)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

**【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

平成26年9月12日付けをもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成26年9月16日に臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、参照書類に当該臨時報告書を追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

**【訂正事項】**

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

**【訂正箇所】**

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等 金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第69期(自平成24年10月1日 至平成25年9月30日)  
平成25年12月18日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第70期第1四半期(自平成25年10月1日 至平成25年12月31日)  
平成26年2月10日関東財務局長に提出

#### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第70期第2四半期(自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)  
平成26年5月12日関東財務局長に提出

#### 4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第70期第3四半期(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)  
平成26年8月11日関東財務局長に提出

#### 5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成26年9月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定にもとづく臨時報告書を平成25年12月19日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第69期(自平成24年10月1日 至平成25年9月30日)

平成25年12月18日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第70期第1四半期(自平成25年10月1日 至平成25年12月31日)

平成26年2月10日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第70期第2四半期(自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)

平成26年5月12日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第70期第3四半期(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)

平成26年8月11日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成26年9月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定にもとづく臨時報告書を平成25年12月19日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年9月18日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定にもとづく臨時報告書を平成26年9月16日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降本有価証券届出書提出日(平成26年9月12日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成26年9月12日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

(訂正後)

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年9月18日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年9月18日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。